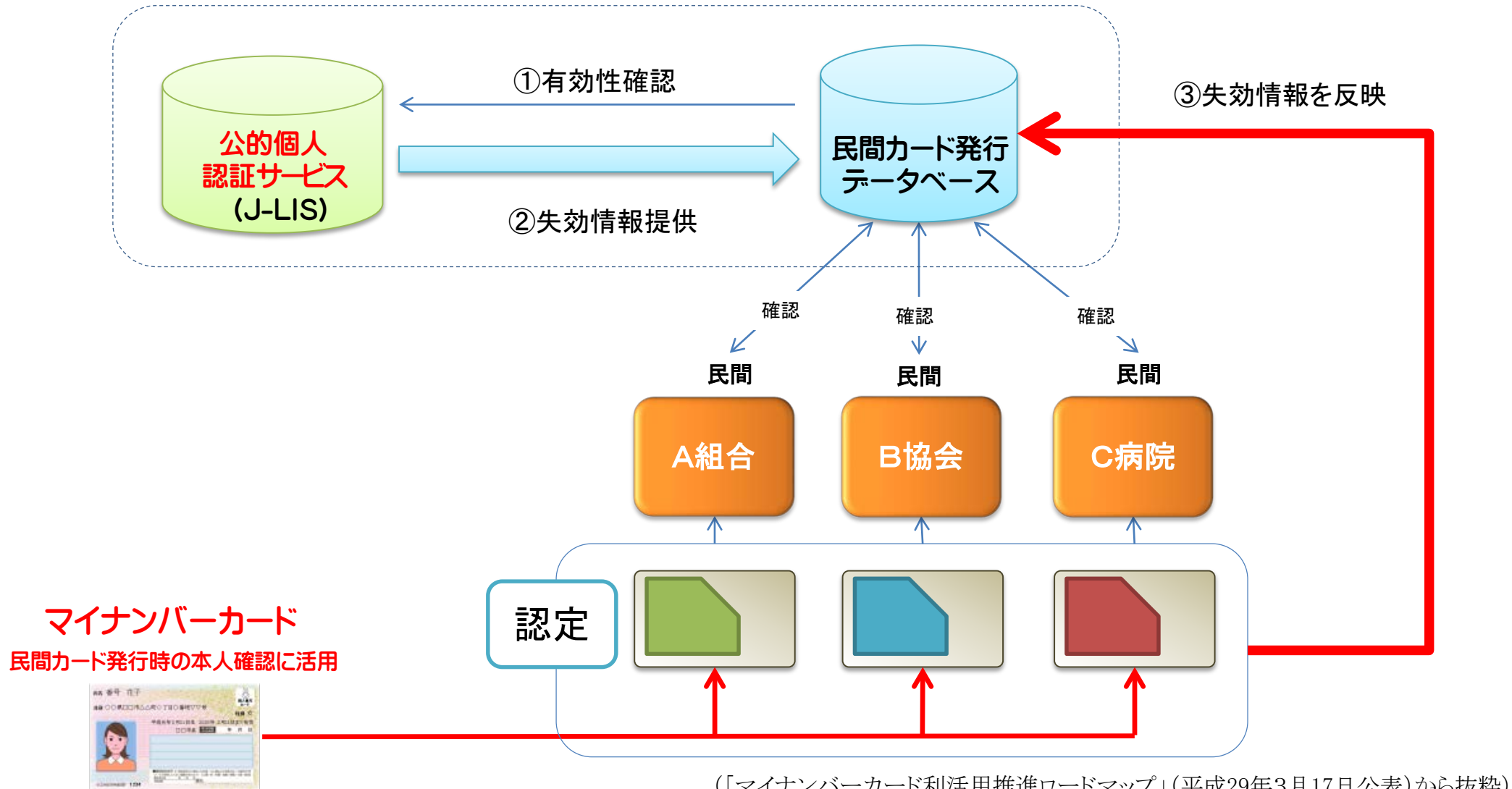


- これまで民間事業者によるサービス利用者の現況把握には限界があったが、ID管理が確実に。
- 民間の団体等が、マイナンバーカードの公的個人認証サービスと連携して、会員の構成員等の現況を把握・反映することで、IDの信頼性を向上。
- 平成29年7月を目処に検討結果を取りまとめ、平成30年以降に必要な法制度を検討。



官民の認証連携推進について②

➤ 総務省と経済産業省との連携について(平成29年3月28日報道発表)

検討テーマについて

(3) 情報流通促進のための制度環境整備

② 認証連携の推進

様々なサービスへの円滑なアクセスを可能とし、利用者の利便性を向上させるため、公的個人認証基盤と民間の認証基盤とを連携させる官民のID連携について、所要の技術検証やルール整備を進める。

➤ 「官民データ活用推進基本法」に基づく具体的な施策展開についての政府への提言 (平成28年12月13日 IT戦略特命委員会)

6. マイナンバーカードの普及促進

- ・ マイナンバーカードについて、国は、その普及と利活用を推進するため、あらゆる政策手段を総動員して取り組むべき状況にある(法13条)。マイナポータルが来年7月から稼働開始となる状況も踏まえ、本法に定められた以下の制度的措置を中心に、早急に取り組む。
- ④ マイナンバーカードを用いた公的個人認証の活用を図るため、公的個人認証と連携した民間認証を認定し、マイナンバーカードの取得者が、当該民間認証経由で様々なサービスに円滑にアクセスすることで、その利便性向上を図る仕組みを整備するほか、認定された民間認証相互間の連携を促進するための制度を早急に検討し、速やかな法制上の措置を講ずること。